

議案第 1 1 2 号

三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）

三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6
年三次市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 2 項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に
改める。

第 2 5 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。